

ダム使用権設定書

茨城県

平成15年11月10日付け企業第346号で申請のあった湯西川ダムのダム使用権については、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第15条第1項の規定により、下記のとおり設定する。

平成24年11月29日

国土交通大臣 羽田 雄一郎



記

1 ダム使用権の設定の目的

茨城県の水道の用に供するため

## 2 位置及び名称

### (1) 位置

利根川水系湯西川

右岸 栃木県日光市西川

左岸 栃木県日光市西川

### (2) 名称

湯西川ダム

## 3 ダム使用権により貯留を確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

### (1) 水位

最高水位 7月1日から9月30日までの期間

標高 666.5メートル

それ以外の期間(10月1日から6月30日までの期間)

標高 684.0メートル

最低水位 標高 613.0メートル

### (2) 量

7月1日から9月30日までの期間

42,000,000立方メートルのうち最大2,064,000立方メートル

それ以外の期間(10月1日から6月30日までの期間)

72,000,000立方メートルのうち最大3,774,000立方メートル

(一日最大取水量18,800立方メートル)

ただし、水道のためのダムの使用は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

## 4 ダム使用権の設定番号 第212番